

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和4年6月6日

京都市監査委員	西村義直
同	安井勉
同	山添洋司
同	河原林温朗

1 氏名及び住所

氏名	住所
北浦泰崇	京都市右京区西院南寿町19 プラネスーペリア京都西院504
中田英里	京都市山科区竹鼻立原町5-5 藤和ライブタウン山科206
中村真智	京都府向日市寺戸町永田1-130
桜井大治	京都府宇治市宇治蔭山30-35

2 事務を補助できる期間

令和4年6月6日から令和5年3月31日まで

(監査事務局)